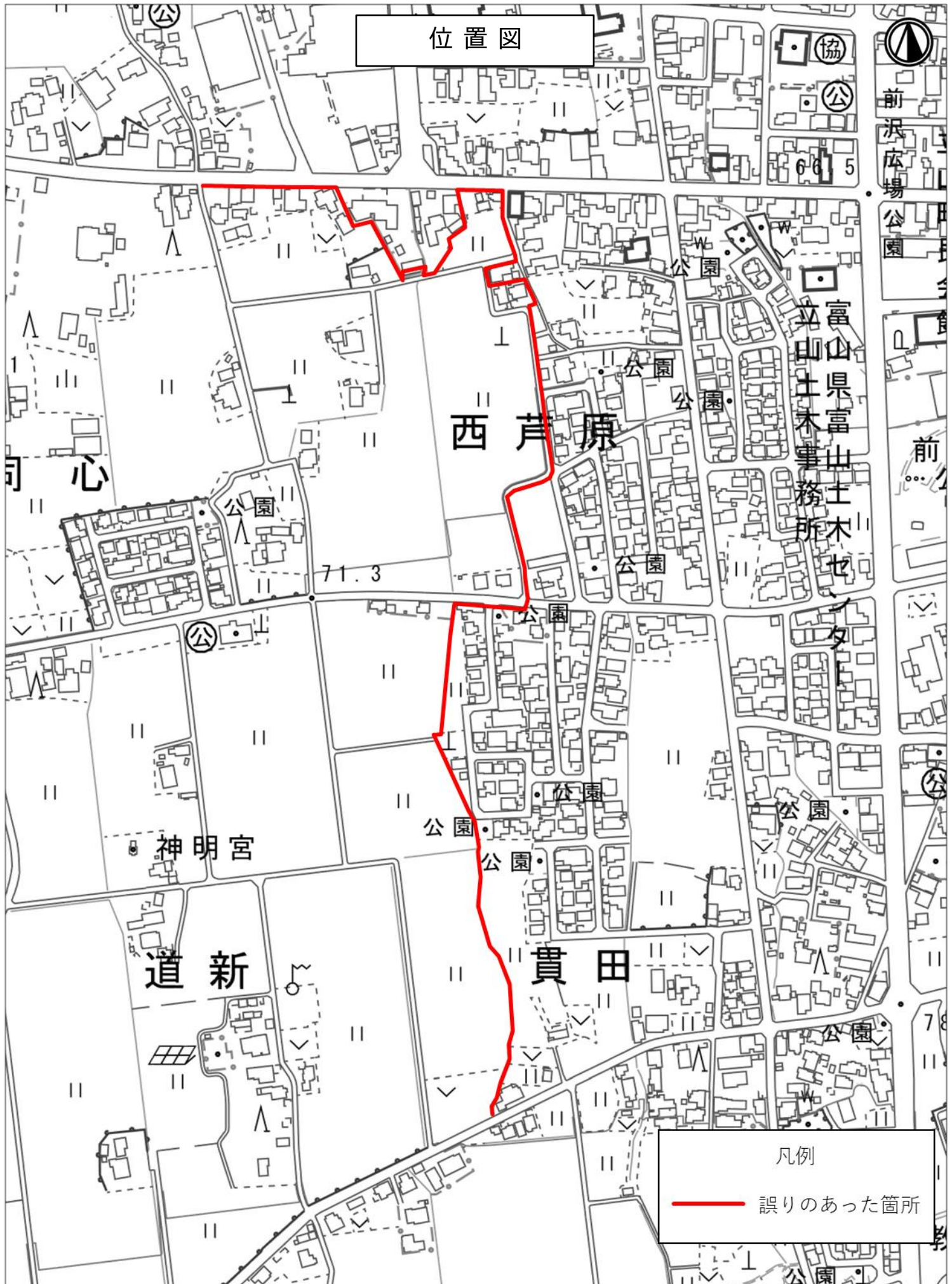




地籍調査の結果の誤りについて

概要	平成27年に完了した地籍調査の結果に誤りがあることが判明しました。 現時点で、誤った地積と地図が登記されている可能性がある土地は71筆確認されており、関係する所有者は36人です。 今回、誤りが判明した土地については、令和7年中に地籍調査の修正を行います。 また、修正により面積が減少する土地がある場合は、固定資産税の過納金を返還します。
経緯	令和6年11月22日に、土地家屋調査士から、「調査依頼を受けた土地について、現地の状況と地籍調査の成果が一致しない。」と指摘がありました。 指摘を受けて、町では地籍調査の結果に誤りがあったこととその影響範囲について確認し、原因の確認を行いました。
原因	平成27年当時の地籍測量において、隣接地の確定済みの測量結果との整合作業に不備があり、調査成果に誤りが生じましたが、確認が不十分であったため、誤りに気付くことができませんでした。
今後の対応	対象の土地の所有者には、文書により地籍調査の誤りについてお知らせし、お詫びします。 対象の土地については、準備が整い次第、現地測量を実施し、正しい地積の測定と地図の修正を行い、法務局に対し修正の申し出を行います。 対象の土地の固定資産税は、令和8年度から修正後の登記地積に基づき課税します。地籍の修正に伴い平成28年度～令和7年度分の固定資産税に過納金がある場合は、準備が整い次第、返還の対象となる方にご案内します。
問	建設課都市計画係 担当 間野 Tel：076-462-9975

位置図



凡例

— 誤りのあった箇所

凡例

— 誤りのあった箇所